

苧田町多文化共生推進プラン

互いを理解し 支え合い みんなが幸せに暮らせる

多文化共生のまち 苧田

令和4年（2022年）3月

苧 田 町

目 次

序 章 プランの概要

1 策定の趣旨	1
2 プランの位置づけ	1
3 プランの期間	1

第 1 章 現状

1 国の状況	2
2 福岡県の状況	3
3 苅田町の状況	4

第 2 章 基本理念と目標

1 基本理念	7
2 基本目標	7
3 プランの体系	8

第 3 章 施策目標(具体的な施策と取組内容)

1 《地域》～心を通わす 絆づくり～	9
2 《環境》～安心安全の暮らしづくり～	11
3 《人》～だれもが主役！未来を拓く ひとづくり～	13

【資料編】

1 苅田町多文化共生に関する町民意識調査結果	15
2 苅田町多文化共生推進プラン作成の経過	24
3 苅田町多文化共生推進プラン審議会委員名簿	25
4 苅田町多文化共生推進プラン審議会条例	26

序章 プランの概要

1 策定の趣旨

我が国の外国人人口は増加傾向にあり、令和2年末には約289万人と、全人口の約2.30%を占めています。平成29年に「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」が施行され、技能実習制度が拡充されました。それに伴い、苅田町でも技能実習生が急増し、平成29年中全国で最も外国人が増加した町になりました。令和2年末時点では、1,143人の外国人が暮らしています。

総務省は、近年の外国人住民の増加・多国籍化、在留資格「特定技能」の新設、デジタル化の進展、気象災害の激甚化等の社会経済情勢の変化を踏まえて、平成18年に策定した「地域における多文化共生推進プラン」を令和2年に改訂しました。改訂にあたって開かれた「多文化共生の推進に関する研究会」に苅田町も参加し、外国人住民も地域社会を構成する一員であるという視点に立ち、日本人と同様に公共サービスを受受し安心して生活することができる環境を整備していく必要性を再確認しました。

また、国連では「持続可能な開発目標」（SDGs）が採択され、その基本理念である「誰一人取り残さない」社会を目指して、苅田町においても、多様性と包摂性のある地域づくりが求められています。このたび、本町の現状を踏まえた多文化共生のまちづくりの指針を示すことで、誰もが暮らしやすく、地域の中で活躍できる苅田町の実現を目指します。

2 プランの位置づけ

本プランは、町政の基本指針である「第5次苅田町総合計画」を上位計画とする個別計画です。また、本プランは、総務省が示した「地域における多文化共生推進プラン」に基づき策定するもので、本町における多文化共生に関する施策を総合的に計画にするための指針となるものです。

3 プランの期間

このプランの期間は、令和4年から令和7年の4年間で、その後は社会情勢の変化などを踏まえて、通常5年ごとに見直しを行います。

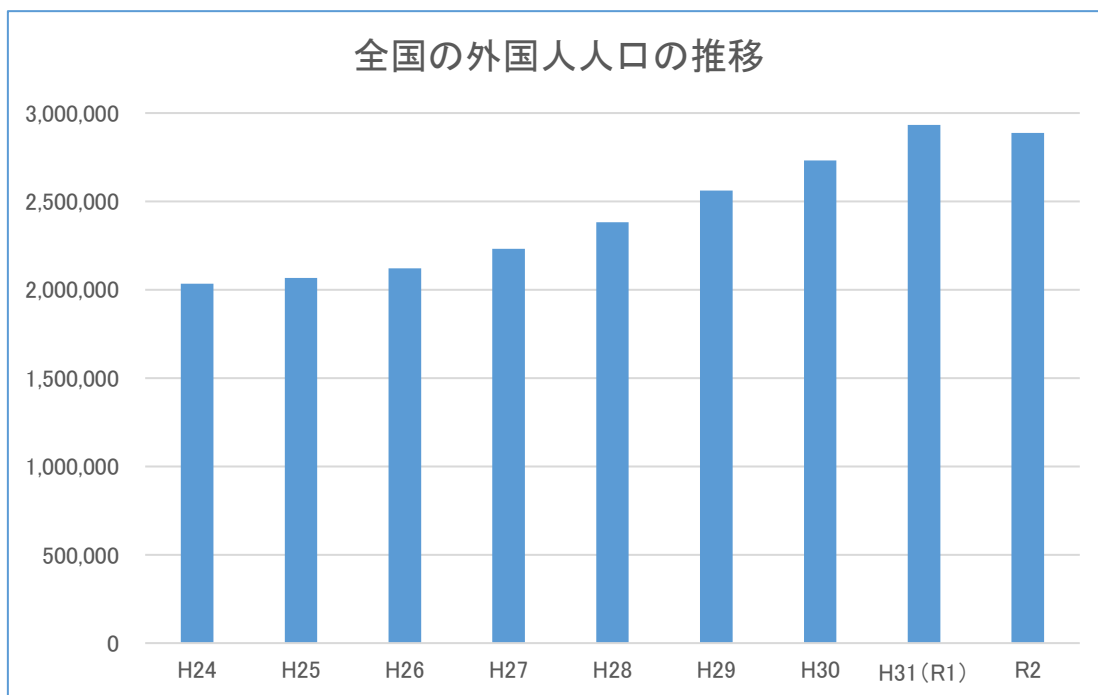
なお、プランに基づき行動計画を作成します。進捗管理については庁内各所管課の取組内容を管理し、その後多文化共生推進プラン審議会を開催し、進捗の確認を行います。

第1章 現状

1 国の状況

全国の総人口が減少傾向にあるのに対し、外国人人口は令和元年まで年々増加し、令和元年末時点では約293万人の外国人住民が日本で暮らしており、全人口に占める外国人率は約2.32%でした。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて入国する外国人が減少し、令和2年の外国人率は横ばいの状態です。国籍別に見ると、直近10年間では常に第1位が中国、次いで韓国・朝鮮が多くなっています。ベトナム国籍は近年大幅に増加しており、平成24年時点では約5.2万人で第5位でしたが、令和2年時点では約44.8万人で第3位となりました。

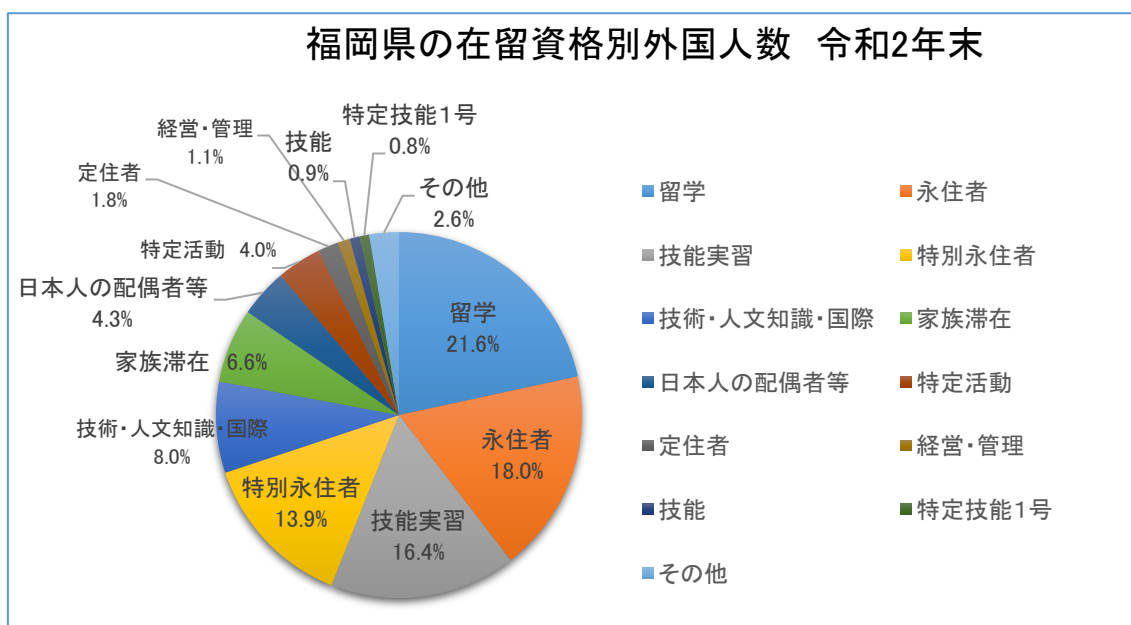
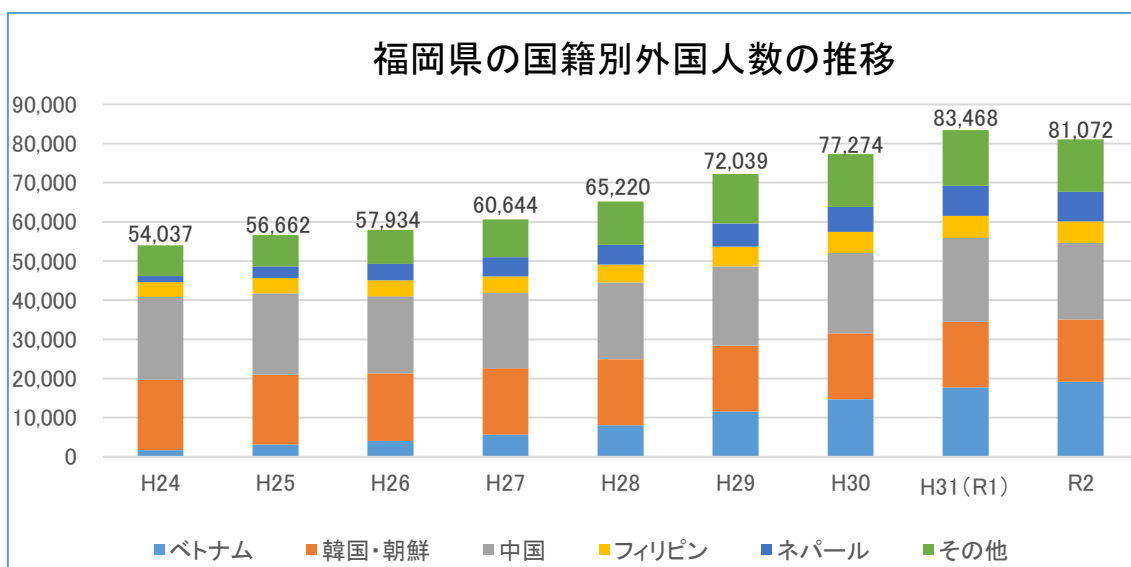
総務省は、地域における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定に資するため、平成18年に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたが、近年の外国人住民の増加・多国籍化を始めとする社会情勢の変化等を踏まえて、令和2年にプランを改訂しました。その中で、多文化共生を推進していくことについて、(1)多様性と包摂性のある社会の実現による「新たな日常」の構築 (2)外国人住民による地域の活性化やグローバル化への貢献 (3)地域社会への外国人住民の積極的な参画と多様な担い手の確保 (4)受入れ環境の整備による都市部に集中しないかたちでの外国人材受入れの実現 という4つの意義を示しました。



2 福岡県の状況

外国人人口は令和元年にピークを迎え、令和2年時点で約8.1万人の外国人が暮らしています。国籍別に見ると中国が最も多く、令和2年時点では韓国・朝鮮を抜いてベトナムが2番目に多くなっています。平成24年から令和元年までの期間において、韓国・朝鮮国籍は減少していますが、ベトナムを始めとするその他のほとんどの国は増加傾向にあります。中国は一時減少していましたが、平成27年から令和元年まで増加に転じ、令和2年には再び減少しました。

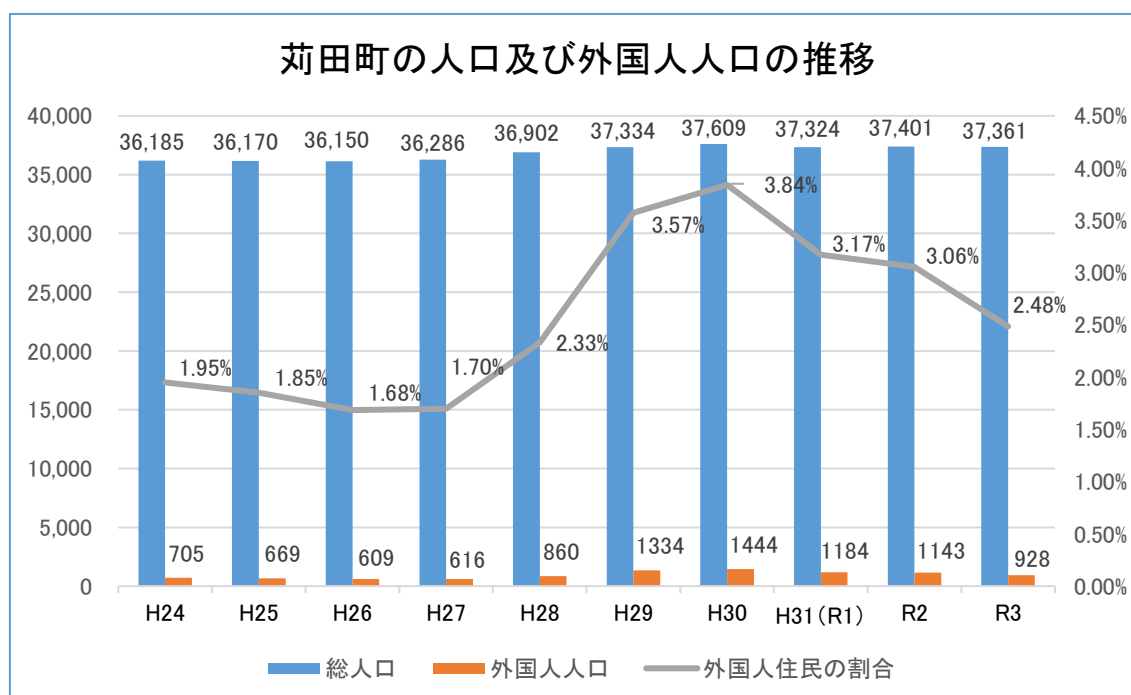
また、福岡県では留学の在留資格が最も多く、永住者、技能実習と続きます。留学で福岡県に来る外国人は年々増加しています。



3 苧田町の状況

(1) 苧田町の人口の推移

平成 28 年から翌年にかけて外国人人口が大幅に増加し、平成 30 年には外国人人口が 1,444 人と最高値に達しました。この時の苧田町全体における外国人の構成比は 3.84%と全国的にも高い比率を記録しています。その後、新型コロナウイルス感染症の流行により、入国する外国人が減少したこともあり、現在の苧田町の外国人人口は減少傾向にあります。令和 3 年現在でも 928 人の外国人が苧田町に在住しており、その比率は 2.48%になっています。



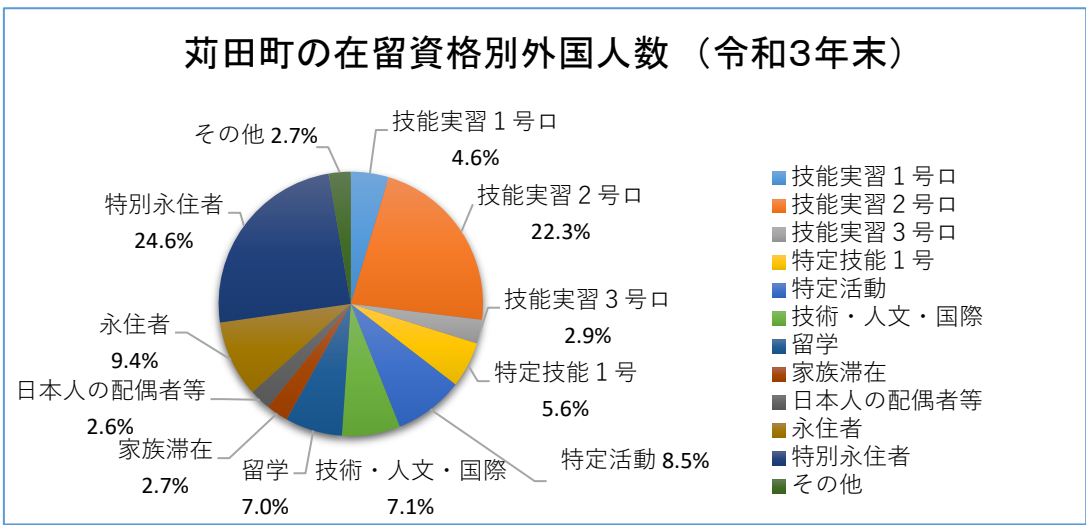
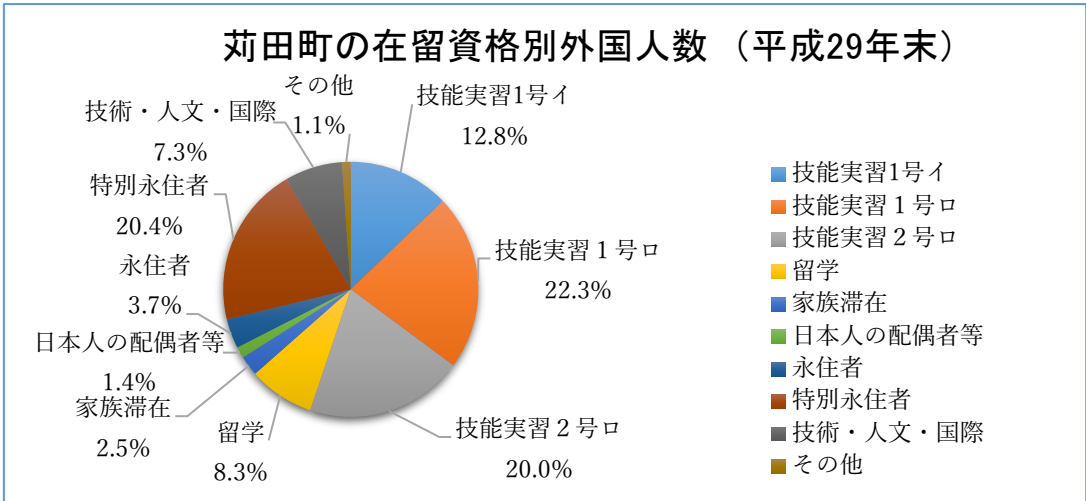
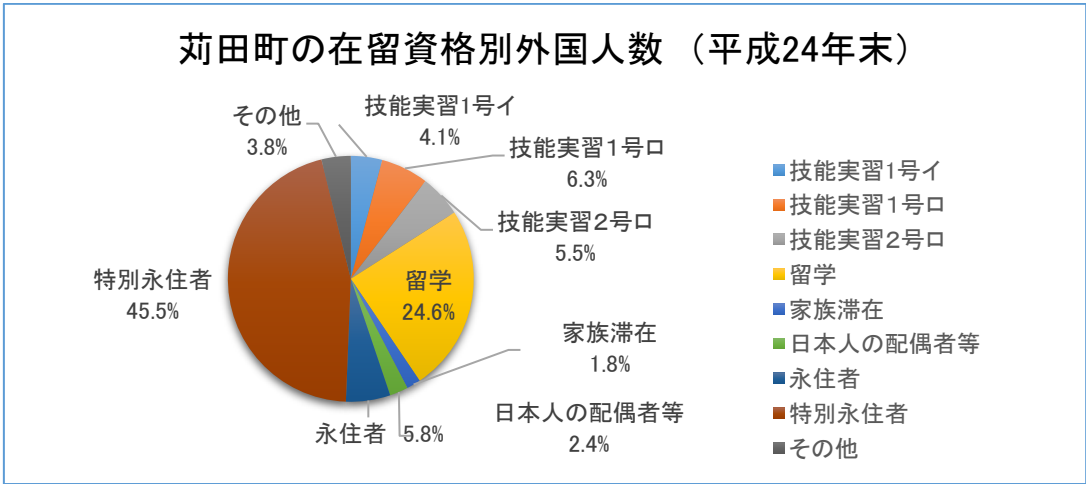
(2) 在留資格・国籍・年齢層にみる外国人住民

製造業等の企業が多い苧田町では、企業が受け入れる技能実習生が多いことが特徴です。平成 24 年時点では在留資格「特別永住者」が 320 人と約半数を占めており、技能実習生は 112 人で全体の 15.9%でしたが、平成 29 年には 736 人と大きく増加し、割合は半数を超えました。平成 28 年から平成 29 年にかけて、外国人住民が 474 人増加し、平成 29 年中全国で最も外国人が増加した町となりました。これは技能実習生が急増したことに起因します。技能実習生は令和 3 年現在で 277 人まで減少したものの、外国人住民全体に占める割合も 29.85%と高く、特別永住者の 228 人を上回り、町内で最も多い在留資格になっています。

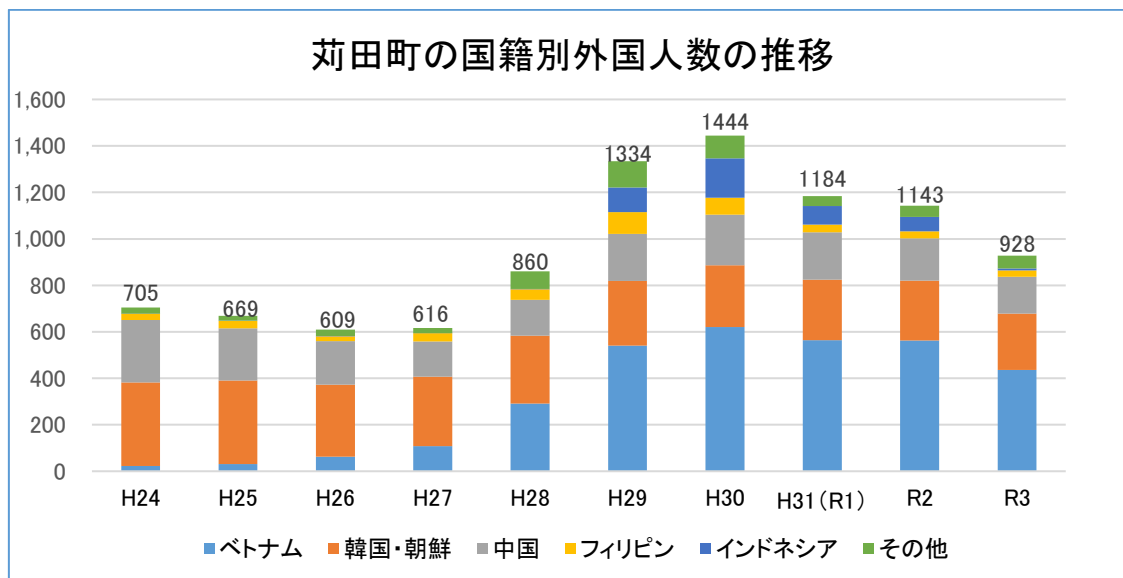
平成 31 年に在留資格「特定技能」が新設され、国は外国人材の受入れ・共生のための取組を強化する方針を示しました。これを受けて、苧田町でも特定技能の在留資格

を持つ外国人住民が増えていく見込みです。

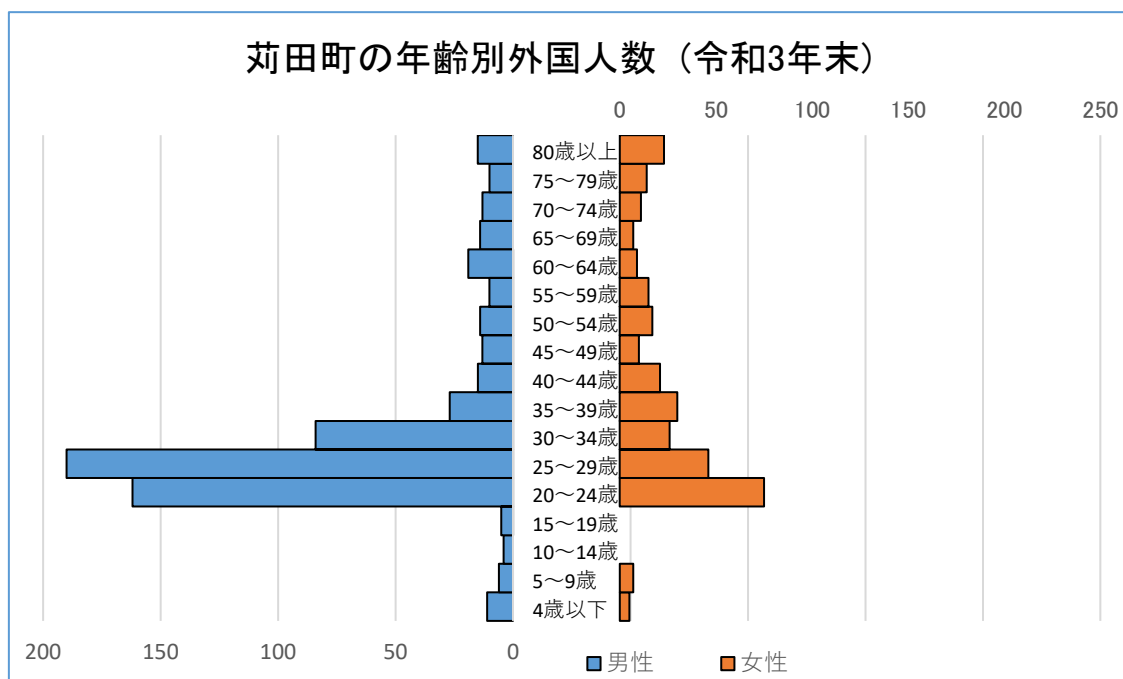
また、「留学」で苅田町に在留する外国人は平成24年時点173人で24.61%を占めていました。令和3年現在、コロナの影響で留学生在が入国出来ておらず、65人まで減少しています。留学生在は入国が可能になれば増加する見込みです。



また、本町の技能実習生のほとんどがベトナム人であり、平成24年時点で23人しかいなかったベトナム人が平成30年には620人まで増加し、令和3年末時点では436人のベトナム人が苅田町で暮らしています。



その他、外国人人口に関する苅田町の特徴として、20代、30代が多いことが挙げられます。令和3年末現在、町内の外国人人口の68.97%（640人）を占めており、町内の高齢化が進む中で、若い外国人人材がまちづくりの担い手として活躍することが期待されます。



第2章 基本理念と目標

1 基本理念

第5次苅田町総合計画では、「『一人ひとり』が輝く『もっと』快適 住みやすい町 苅田」を将来都市像として定めており、「町、住民、企業、学生、障がいのある人、高齢者、外国人、各団体など、本町に関わる『一人ひとり』が個性を活かし、元気・健康・いきいきとした『輝く』存在となること」を目的としています。

日本人住民、外国人住民ともに、互いの多様性を尊重し、理解し合い、地域に参画及び活躍できる「輝く」存在となるための多文化共生のまちづくりを行うべく、基本理念を掲げ、基本目標と基本施策を設定します。

基本理念

互いを理解し 支え合い みんなが幸せに暮らせる 多文化共生のまち 苅田

2 基本目標

本計画では、本町を取り巻く状況や「多文化共生に関する町民意識調査」でわかった課題を整理し、次の3つを基本目標として設定します。

《地域》 ～ 心を通わす 絆づくり ～

外国人住民が、地域社会に安心して参画する上で必要な日本のルールや日本語の学習機会の創出を進め、地域住民と交流や絆を深めながら、多様な文化を持った一人の人間として尊重され、社会に参画して実現される多文化共生の地域づくりを進めます。

《環境》 ～ 安心・安全の暮らしづくり ～

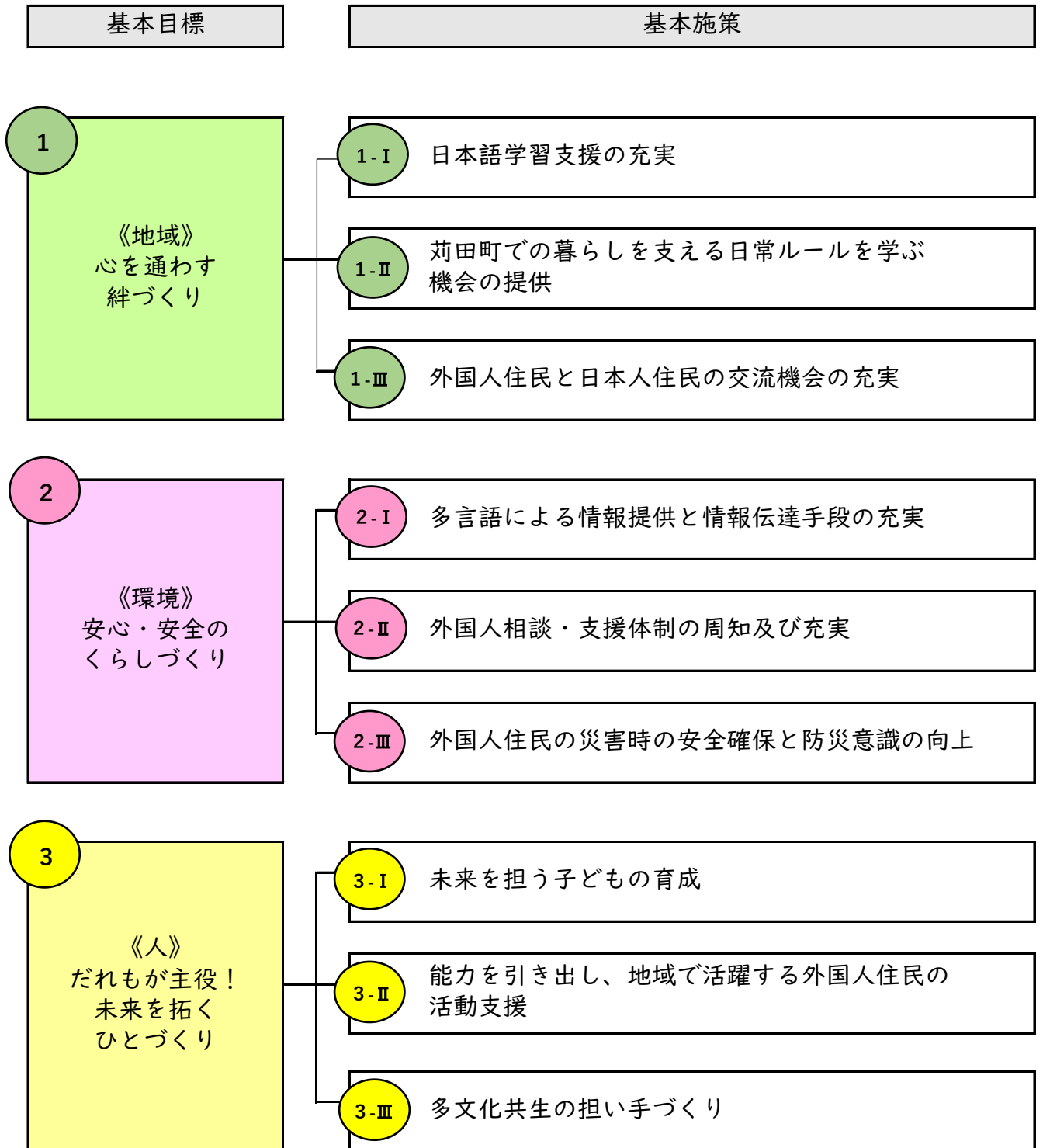
外国人住民が安心して暮らしていくため、生活上の不安が解消できるよう相談体制、防災体制を充実し、必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で確実に届ける環境づくりを進めます。

《人》 ～ だれもが主役！未来を拓くひとづくり ～

高齢化が進む日本において、苅田町に多く在住する働く世代の外国人を含めた「人」を大切にすることは、地域を守ることに繋がります。一人ひとりが能力を発揮し、多文化共生の地域づくりにつながるよう、また、子どもたちのための教育・保育の充実を図り、未来を拓くひとづくりを進めます。

3 プランの体系

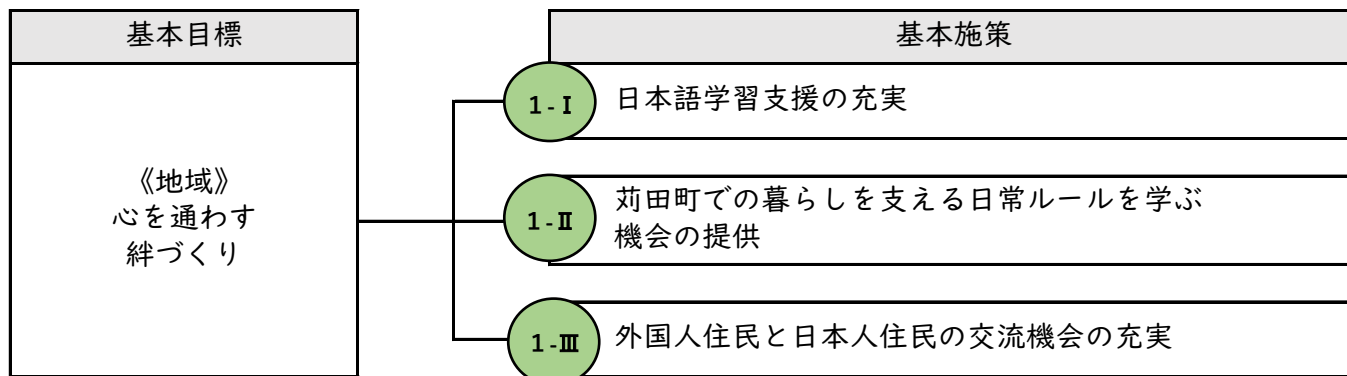
荻田町多文化共生推進プランの体系を次のとおり定めます。



第3章 施策目標（具体的な施策と取組内容）

1 《地域》 ～ 心を通わす 絆づくり ～

外国人住民が、地域社会に安心して参画する上で必要な日本のルールや日本語の学習機会の創出を進め、地域住民と交流や絆を深めながら、多様な文化を持った一人の人間として尊重され、社会に参画して実現される多文化共生の地域づくりを進めます。



意識調査結果から見えてきた課題・意見等

●課題

多くの外国人住民が日本人住民と親しくなりたいと感じており、地域とも積極的に関わりたいと回答しています。日本人住民からは、交流の機会がないために外国人住民に親しみを感ぜない、また外国人住民の生活状況がわからないことへの不安が浮かび上がりました。しかし、多くの人が「あいさつをしたい」「簡単な話をしたい」と回答しています。言葉の不安を解消し、地域のルールを学習する機会を充実させ、交流し、地域に参画するきっかけづくりが求められます。

【外国人意識調査】 ※自由意見は一部抜粋・原文のまま

◇約92%の人が日本人と話したい、日本人と友だちになりたいと回答。

◇困っていること、心配なことでは、「日本語のこと」が第1位。

◆<自由意見>会社の人以外は、日本語で話す人がいません。

◆<自由意見>外国人だから、差別される。文化の違い日本語が通じない。誤解されること。

◆<自由意見>日本語はまだ上手に伝えませんので、仕事や生活にかんして、まだ困っています。

◆<自由意見>2008年に日本にきてから、ずっと苧田町にすんで、まるで二番目の故郷みたい。

【日本人意識調査】 ※自由意見は一部抜粋・原文のまま

◇親しみを感ぜるかの質問に70%の人が、あまり感ぜない、まったく感ぜないと回答。理由として、交流がない、接点がない、きっかけがないが最多。

◇外国人との関係で困ったことへの回答。第1位が「どんな人が住んでいるかわからず不安だ」。第2位が「接し方がわからない」。第3位が「外国人住民の生活がわからない」。

◇地域で暮らす外国人に望むこと、第1位が「地域のルールや習慣を学び、守ってほしい」。第2位が「日本の文化や生活習慣を理解してほしい」。第3位「わからないことがあれば質問してほしい」。第4位が「日本語を話せるようになってほしい」であった。

◆<自由意見>環境のちがう国に来て言葉のわからない方達と働いていく事で困る事が多くあると思います。もっと気やすく声をかけ合っていく勇気をもっていけばいいと思います。お互いに！！

◆<自由意見>マナーやルールを知ってもらいたい。守ってほしい。地域の活動にも参加してほしい。

◆<自由意見>交通マナーの理解が足りていないので、きちんとフォローしてあげる環境があると良い。

◆<自由意見>共生のためには、お互いを知り、理解することが必要。その機会を多く持つことだと思う。

◆<自由意見>もっと気軽な交流の場がもてたらいいと思います。

◆<自由意見>苧田町の産業等を考えると、共生は、大事な事だと思えますが、地域の生活ルールは知ってほしいと共に、私達、日本人がお手本となる生活ルールを行っていきたい。

1-I

日本語学習支援の充実

No	具体的な施策	取組内容
1	外国人住民向け日本語学習機会の提供	<p>技能実習生や生活者など、それぞれのレベル、ニーズに応じた日本語教室を開催する。仕事の都合で日本語を十分に学習する時間を持ってない外国人労働者等に対し、公民館など近隣地域での日本語学習機会を増やす。</p> <p>日本語指導ボランティアの育成と充実を図る研修を実施する。日本語教室が外国人住民の地域社会参画の入口としての役割を持つための支援者の育成、活用を充実する。</p>

1-II

苧田町での暮らしを支える日常ルールを学ぶ機会の提供

No	具体的な施策	取組内容
1	地域生活のルールに関する理解促進及び防犯、交通安全の意識啓発	ゴミの分別等、地域生活のルールに関する情報を提供するため、地元企業や地域の自治会と連携し、生活オリエンテーションを実施する。また、防犯や自転車等の交通ルール・マナー講習会等を実施する。
2	多言語版生活ガイドブックの内容の更新と周知	4言語（英語・中国語・韓国語・ベトナム語）で作成した生活ガイドブックの内容を適時更新し、周知を図る。

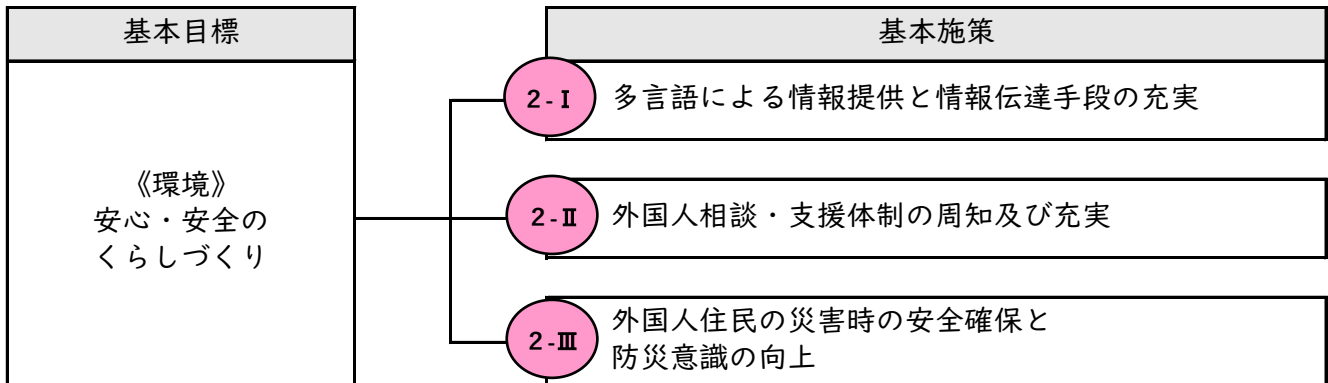
1-III

外国人住民と日本人住民の交流機会の充実

No	具体的な施策	取組内容
1	地域の行事や季節に応じた交流事業の実施	地域、大学、企業等と連携し、各種交流事業を実施する。
2	異文化理解交流の実施	<p>外国人住民を講師とし、彼らの語学力や国際感覚を活かし、多様な文化を学ぶことができる機会を創出する。</p> <p>日本の文化や風土また苧田町のことを学ぶ講座を開催し、日本および苧田町に愛着をもってもらう。</p>
3	外国人住民との意見交換会の実施	外国人住民と日本人住民が直接意見を交換する場を定期的に設ける。

2 《環境》 ～ 安心安全のくらしづくり ～

外国人住民が安心して暮らしていくため、生活上の不安が解消できるよう相談体制、防災体制を充実し、必要な情報を多言語や「やさしい日本語」で確実に届ける環境づくりを進めます。



意識調査結果から見てきた課題・意見等

●課題

外国人住民が、「医療について」や「災害について」「税金や払うべきお金について」に不安を持っている現状が分かりました。また、ほぼ全員が自宅にWIFI環境があり、インターネットを通じて情報を得ているという結果が出ました。外国人住民への情報提供にはSNSの活用が必要であり、そして、外国人にも分かりやすい生活情報、行政サービスを提供する必要があります。また、ワンストップ相談窓口の充実、孤立化防止、外国人に届く支援体制の整備が急がれます。

【外国人意識調査】 ※自由意見は一部抜粋・原文のまま

◇日本語がわからなくて困った場面、「病院で」が第1位。また、あなたが知りたい苅田町の情報、第1位は「災害時どうすればいいか」、第2位は「税金や払わなければならないお金のこと」であった。

◇約60%の人が「Facebook」を利用。また、約40%（第1位）の人が「SNS」で情報を得ている。

◆<自由意見>災害についての訓練を受けたことはないので、いざという時にどう対応するか心配しています。

◆<自由意見>近くの病院の情報がわからない。

◆<自由意見>国民年金、税などがわからない。

◆<自由意見>苅田町にやさしい人が多くて、いろいろ教えてくれます。町の政策や治安もよくて、安心して生活しています。外国人向けの情報やサポートできる場所が増えればもっと楽しく暮らすことができると思います。

◆<自由意見>外国人の相談窓口があることでうれしかったです。

【日本人意識調査】 ※自由意見は一部抜粋・原文のまま

◇苅田町はどのようなサービスや取り組みを充実すべきかの質問に対し、「外国人住民が理解しやすいよう情報発信を工夫する」が第2位。第1位は「日本の習慣やルールを学ぶ機会を増やす」。

◆<自由意見>遠い国から日本の企業で働いて、困ること心配なことは多いと思います。気軽に相談出来る窓口を作ってください。

◆<自由意見>ベトナム人の方々が近隣に住んでおり、朝・夕のあいさつはよくしています。英語でも通じる方は少ない様です。近年は、中国韓国の人よりもベトナムの人が多いと思います。ベトナム語表記の必要性を感じます。

◆<自由意見>なるべく誤解やトラブルが生じないように、意思の疎通がスムーズにはかれるようになればいいと思います。

◆<自由意見>苅田町も、これから外国人の居住が増えていくと思いますが、外国人が住みやすい環境をもっと整備していかなければいけないと思います。

◆<自由意見>外国人住民と共に暮らす環境になれば、自然な形でうちとけ、あせらずにお互いの気持ちを理解し交流して行くことが望ましいと思う。

2-I 多言語による情報提供と情報伝達手段の充実

No	具体的な施策	取組内容
1	行政情報、生活情報における多言語化の充実	外国人住民に必要な行政情報や生活情報を多言語またはやさしい日本語を用いて提供する。
		保険・年金・税等の制度に関する情報提供を多言語またはやさしい日本語で行う。
		健康診断や予防接種、感染症、または妊娠・出産及び福祉に関する情報提供や支援体制の整備を行う。
2	行政窓口における多言語対応体制の充実	各種届出書やサービスの手続きについて、多言語またはやさしい日本語での表記に取り組む。
		庁内や公共施設に設置された公共の案内看板等の多言語化やピクトグラムを活用したわかりやすい表記の拡充を目指す。
3	やさしい日本語の普及と活用	やさしい日本語を用いた情報提供を強化するとともに、町職員や地域住民への研修を実施する。
4	情報伝達手段の確保・充実	外国人情報コーナーを設置するほか、町ホームページやSNS等を活用した情報提供を充実する。
		企業訪問等を通して随時に情報を提供する。

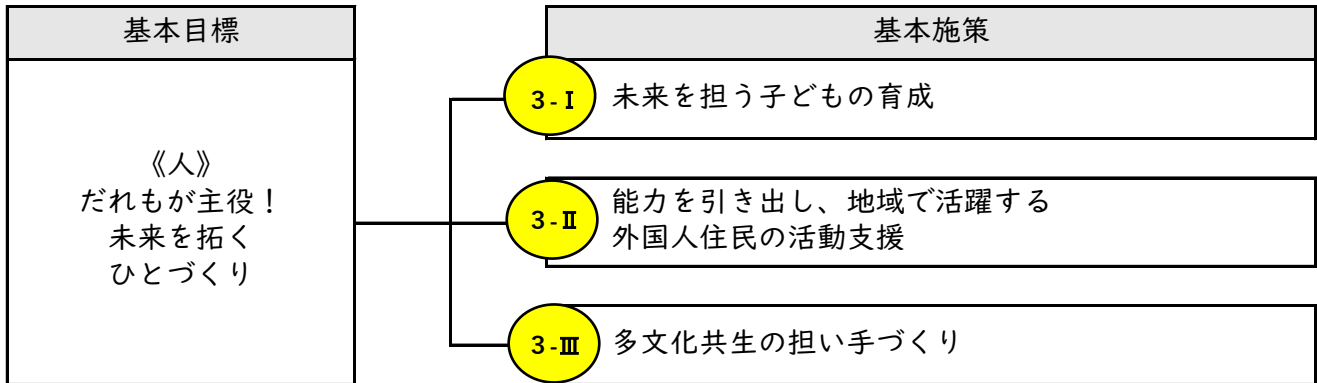
2-II 外国人相談・支援体制の周知及び充実

No	具体的な施策	取組内容
1	相談サポート体制の充実	苅田町外国人ワンストップ相談窓口の相談員のスキルアップを図る。また、庁内各課、福岡県国際交流センター、行政書士会、日本語教室等関係機関と連携し、体制の強化及び多言語対応の充実を図る。
		翻訳・通訳機能を搭載したタブレット等を導入し、デジタル化を進める。
2	相談体制の周知・利用促進	SNSや町ホームページの活用や、イベント、交流会等を通じ、相談窓口の周知や利用促進を図る。
		外国人住民の情報や生活実態を把握するためのアウトリーチや調査を実施し、支援の周知及び利用促進を図る。

2-III 外国人住民の災害時の安全確保と防災意識の向上

No	具体的な施策	取組内容
1	災害時における外国人支援の仕組みの整備	災害時のわかりやすい情報提供や多言語支援に取り組む。
		外国人住民の所在を把握し、防災関係機関やボランティア団体等と連携し、災害時避難等の支援体制の強化に取り組む。
2	外国人住民への防災・災害対応に関する意識の啓発	地域の自主防災組織が実施する防災訓練への参加の促進や、外国人住民向けの防災訓練を実施する。

高齢化が進む日本において、苅田町に多く在住する働く世代の外国人を含めた「人」を大切にすることは、地域を守ることに繋がります。一人ひとりが能力を発揮し、多文化共生の地域づくりにつながるよう、また、子どもたちのための教育・保育の充実を図り、未来を拓くひとつづくりを進めます。



意識調査結果から見えてきた課題・意見等

●課題

子どもたちへの多文化理解教育の更なる充実が求められます。また、少数ではありますが、子育てに不安を持つ意見も上がっています。外国にルーツのある子どもや若者の支援だけでなく、関係団体と連携し、外国人保護者が気軽に相談できる場づくりが必要となっています。さらに、日本人住民と外国人住民との橋渡し役、多文化共生の担い手となる人材の育成は、誰もが活躍する多文化共生社会に向けた第一歩となるだけでなく、日本人住民の不安解消にも繋がります。

【外国人意識調査】 ※自由意見は一部抜粋・原文のまま

◇約73%の方が、地域のボランティアに参加したいと回答。

◇どんなボランティアをしたいかとの問いに対し、「祭りや行事でのお手伝い」が第1位。「自分の国の文化を教えたい」が第2位。「美化活動」が第3位。「災害時の通訳ボランティア」の回答も多くあった。

◇困っていること、心配なこととの問いに対し、「将来、子供が学校で差別を受けて、虐められること。」との意見があった。

◆<自由意見>今一番困っていることは育児ですね。もうすぐ2人目の子供が出産します。それからの育児は旦那とふたりでうまくできるかどうか心配です。

◆<自由意見>子供の教育に関する日本人の考えや学校の方針に合わせる教育方法など。

【日本人意識調査】 ※自由意見は一部抜粋・原文のまま

◇地域で暮らす外国人住民との共生のために必要なことは何だと思うかの問いに対し、「日頃からあいさつをする」が第1位。「差別意識を持たない」が第2位。「文化や生活習慣の違いをお互いが知る」が第3位。

◆<自由意見>地域の活動（防災訓練等）に参加してもらうには、どうしたら良いか。

◆<自由意見>町として外国人世帯をしっかりと自治会に入る様に働きかけていただきたい。

◆<自由意見>外国人は夢や希望を抱いて、日本にやって来ているように思います。不安が多いと思いますので、外国人に寄り添い、日本人が積極的に外国人に関われるような機会を増やし、相互理解を深められるよう期待します。

◆<自由意見>外国人住民の人も地域にふれあってほしいのと、われわれも外国人住民の方のことをよく知るべきだと思う。

◆<自由意見>各自治会イベントに参加してもらい、相互理解の機会を増やすことが共生への近道かと思っています。

◆<自由意見>お互いの文化を理解することは重要と考える。そのことにより親しさが向上する。

◆<自由意見>交通ルールや日本でのルールを理解してほしい。そのためにも、自分たちも外国人住民の事を理解し、差別を互いにしないようにする。また、少しでも良いので交流ができる地域活動に積極的に参加し、意見を交換したりして、多文化共生をし、一緒によりよい町づくりができたと思う。

◆<自由意見>私事で外国人と接する事が有った雑談の中で、地域の催し事に参加を促した所、声を掛けていただければ参加するとの返事でした。同じ地域に居れば、防災や色々な面で地区の人も助かる、高齢者の多い地区などは、心強い味方になるのではと思う。

3-I

未来を担う子どもの育成

No	具体的な施策	取組内容
1	日本語ができない児童生徒への日本語学習支援	日本語ができない児童生徒に対し、日本語指導教員による日本語学習支援を強化する。また、母語による支援体制の整備を進める。
2	外国にルーツのある子ども、若者、保護者への相談の充実	育児、教育、進路の相談ができる場づくりを進める。
3	学校教育における多文化共生の推進	多文化共生への理解を醸成するため、小中学校で国際理解教育を進め、子どもの国際意識の向上を推進する。

3-II

能力を引き出し、地域で活躍する外国人住民の活動支援

No	具体的な施策	取組内容
1	外国人住民が本来持っている能力を発揮するためのエンパワーメント支援	孤立しがちな外国人住民が、地域の一員として地域に関わり、社会参加を進める第一歩となる講座等を開催する。 大学や地元企業、活動団体と連携し、地域で活躍する外国人住民を広報誌等で紹介する。
2	自治会への加入促進の取組み	区長連合会等と連携し、多言語またはやさしい日本語による案内や入会申込書を作成し、自治会への加入を促進する。
3	地域が主催する行事等の情報提供及び参加の支援	地域住民との円滑なコミュニケーション促進のため、やさしい日本語による行事等の情報提供や外国人の参加を支援する。
4	地域活動団体への参加の促進	関係団体と連携し、地域活動を紹介し、参加を促進する。

3-III

多文化共生の担い手づくり

No	具体的な施策	取組内容
1	外国人住民と日本人住民の橋渡し役となる人材の把握・育成	地域において外国人住民と日本人住民の橋渡し役やリーダーとなり得る人材の育成を目的に研修等を開催する。
2	多文化共生についての意識啓発	多文化共生及び人権意識を啓発するため、町民を対象とした多文化共生や異文化理解講座を開催する。また、多文化共生の社会づくりのための教育事業を実施する。
3	多文化共生を担うサポーター登録制度の整備	通訳・翻訳・相談・同行支援・文化等のサポーターの登録制度を整備し、多文化共生の体制を強化する。

【資料編】

Ⅰ 苅田町多文化共生に関する町民意識調査結果（一部抜粋）

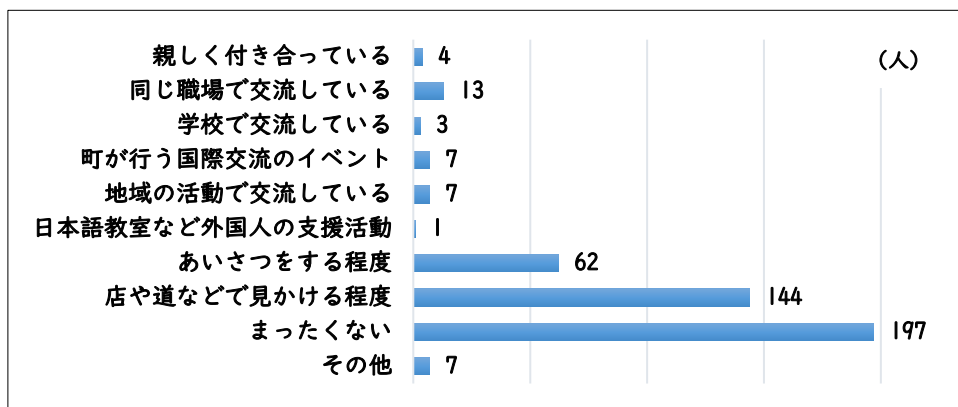
《調査概要》

<p>◆ 日本人意識調査</p> <p>調査対象：町内在住の日本人 （計 400 名）</p> <p>調査方法：アンケート用紙配布による 回収票数：383 件</p> <p>調査期間：令和 3 年 8 月～10 月</p>	<p>◆ 外国人意識調査</p> <p>調査対象：町内在住在勤の外国人 （計 184 名）</p> <p>調査方法：アンケート用紙配布による Web アンケートによる 回収票数：160 件</p> <p>調査期間：令和 3 年 8 月～10 月</p>
---	--

【日本人住民の意識調査結果（一部抜粋）】

問 あなたは、外国人住民と付き合いがありますか。

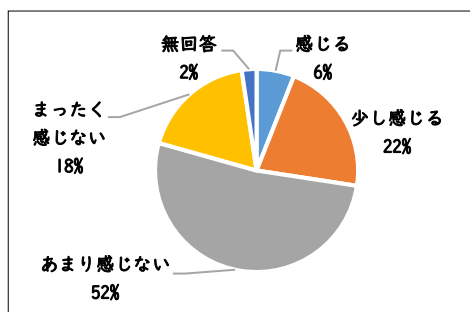
44%の人が付き合いは「まったくない」と回答し、32%の人が「店や道などで見かける程度」と答えました。交流や関わりの低さが伺えます。



問 地域に暮らす外国人住民について親しみを感じますか。

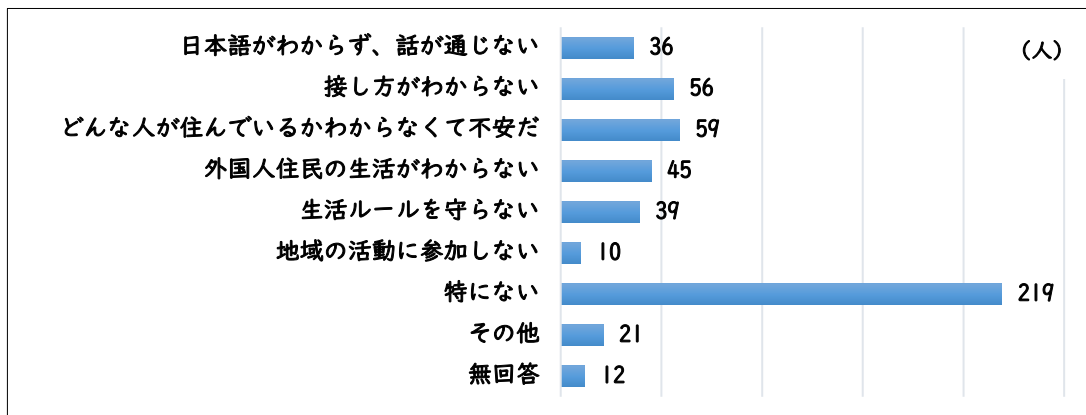
70%の人が「親しみをあまり感じない（52%）」や「まったく感じない（18%）」と答えています。関わりの低さから親しみを感じにくいことが伺えます。

	人数	割合
感じる	23 人	6%
少し感じる	82 人	22%
あまり感じない	199 人	52%
まったく感じない	70 人	18%
無回答	9 人	2%



問 地域に住む外国人住民との関係で困ったことはありますか。複数回答可

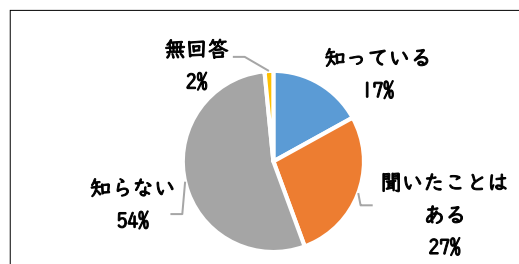
44%の人が「特にない」と回答しましたが、21%の人が「どんな人が住んでいるかわからなくて不安だ(12%)」や「外国人住民の生活がわからない(9%)」と回答し、関わり方の低さから外国人住民に対する不安が感じられます。また、「接し方がわからない」と11%の人が回答しました。



問 あなたは「やさしい日本語」という言葉を知っていますか。

半数以上の人「やさしい日本語」を知らないと答えました。今後の取り組みに反映していく必要があります。

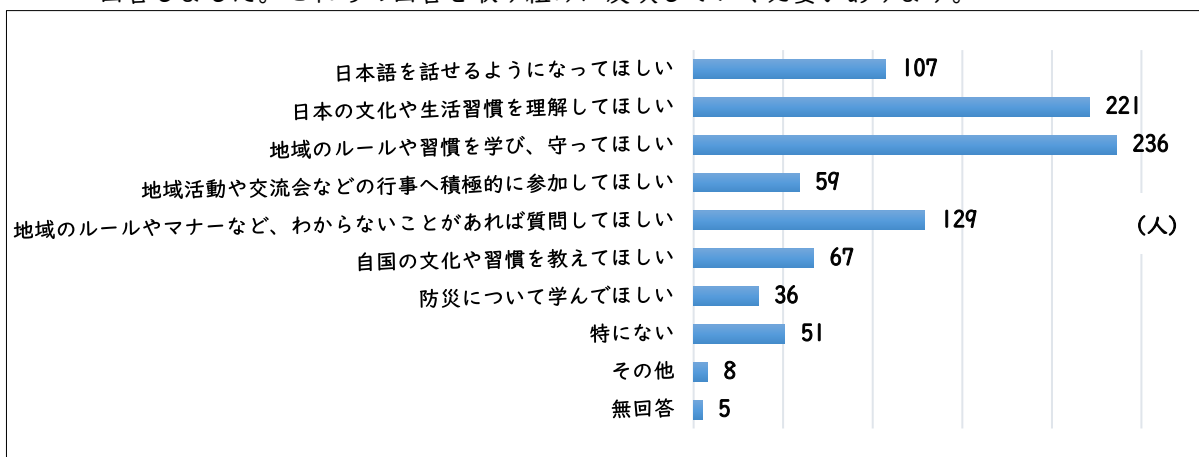
	人数	割合
知っている	65人	17%
聞いたことはある	105人	27%
知らない	207人	54%
無回答	6人	2%



※やさしい日本語とは…普通の日本語より簡単で、外国人にもわかりやすい日本語のことです。

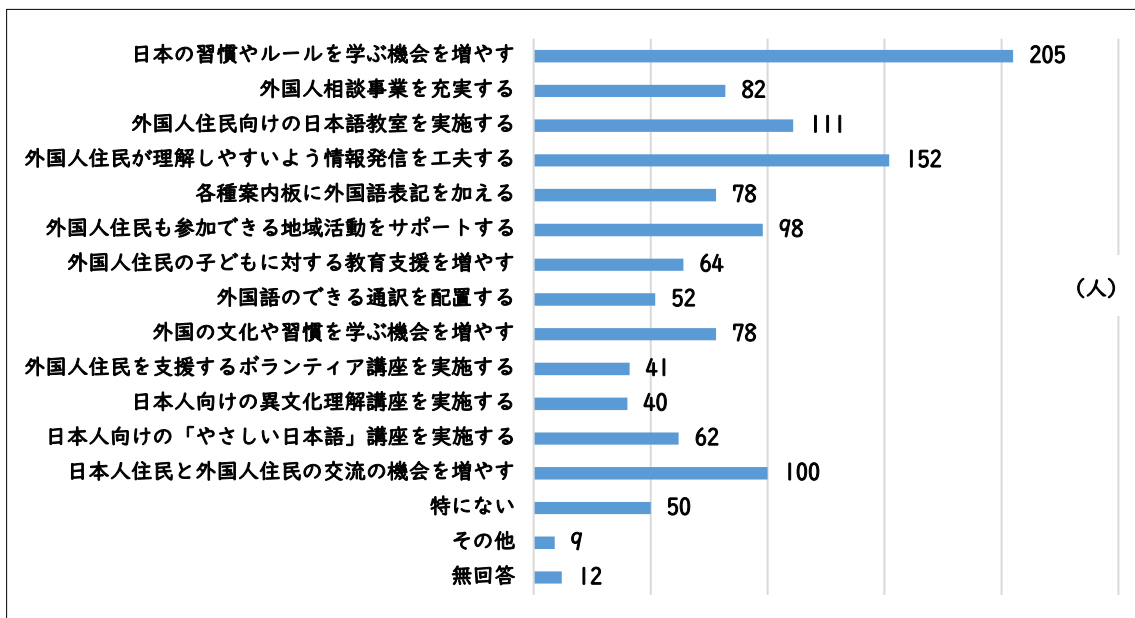
問 地域で暮らす外国人住民に望むことは何ですか。複数回答可

50%の人が「地域のルールや習慣を学び、守ってほしい(26%)」や「日本文化や生活習慣を理解してほしい(24%)」と回答しました。多くの人が、地域ルールの周知の必要性を感じていることが伺えます。また、「地域のルールやマナーなど、わからないことがあれば質問してほしい」や「日本語を話せるようになってほしい」も多くの人が回答しました。これらの回答を取り組みに反映していく必要があります。



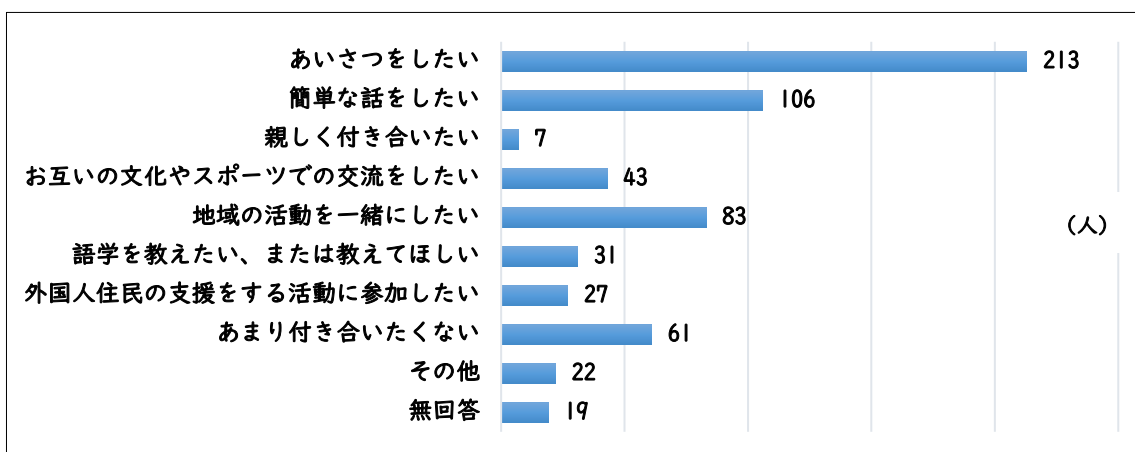
問 多文化共生を推進するために、苅田町はどのようなサービスや取り組みを充実すべきだと思いますか。複数回答可

「日本の習慣やルールを学ぶ」「工夫した情報発信」「日本語教室」「交流」「地域活動への参画」「相談事業」等、外国人支援に向けた取り組みの必要があると多くの回答がなされています。今後の取り組みに反映していく必要があります。



問 あなたは今後、地域の外国人住民とどのような付き合いをしていきたいですか。複数回答可

「あまり付き合いたくない」との回答が10%ほどある一方で、「あいさつをしたい」「簡単な話をしたい」「地域の活動を一緒にしたい」「お互いの文化やスポーツでの交流をしたい」との前向きな回答も多くありました。



問 外国人住民と共に暮していくために、思いや希望、期待があればご記入ください。

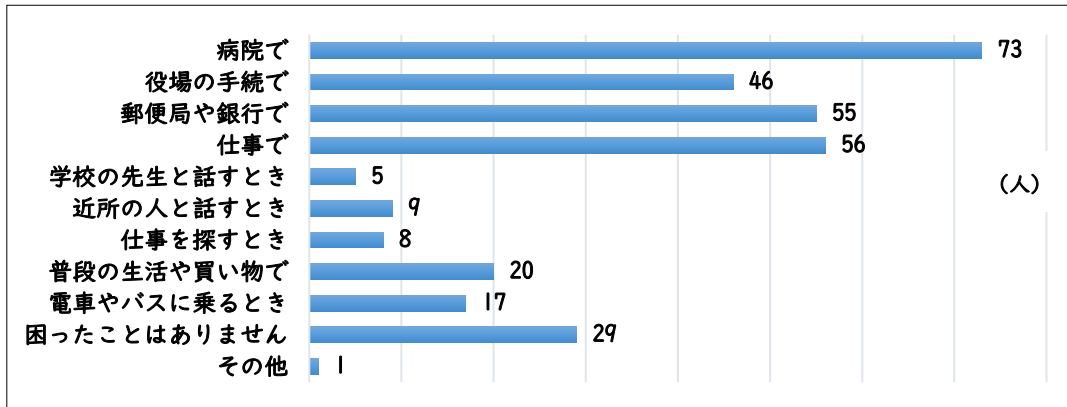
※一部抜粋・原文のまま

- ・「外国人」ではなく、「人」と「人」として付き合えるような時代がくる事を望みます。
- ・外国人の方から通りすがりにあいさつをされると気分がよく、こちらからも自然とあいさつがでます。他の地域はしりませんが苅田町に住んでいる外国人はマナーが良く感心しています。強制ではなく、自然なあいさつから相手との理解が深められるのではないのでしょうか。
- ・縁あって、この地に暮らすようになった外国人の方々と、フランクな付き合いができたらいいと思っています。苅田町での良い思い出を、自国に持ち帰ってもらいたい。
- ・お互いに迷惑を掛けない。日本のルールに違反しない行動で楽しく暮らせる社会にしたい。
- ・日本人の子どもへの外国語教育が盛んになることを期待しています。
- ・知らない事が多すぎるので不安。触れ合い機会をもっと多くして、広報活動も活発にする。
- ・生活習慣の違いが大きいため、意思の疎通が出来ればと思う。
- ・お互いに暮らしやすいように、互いの文化を理解しあえるとよいですね。外国人も日本人も住みやすい地域づくりを期待します。
- ・自転車の運転マナーを学んでほしい。スーパー等で、大きな声で話さないでほしい。ゴミ出しのマナーを学んでほしい。
- ・以前勤務していた会社では、常に5~6人の外国人の方が仕事をしていました。彼らはすぐ真面目で、真夏や雪の中でも、自転車で通勤していました。お昼も食堂で温かいメニューは注文せずに、大きなお弁当箱にはぎっしりの白米に1割位のおかずをおいしそうに、又、楽しそうに食べていました。それも、自国にいる家族に送金する為だと判りました。強いハングリー精神を持った彼らに教えられる事はかりでした。今でも時々、数人で、自転車に乗って大型スーパーで買い物をしている外国人を見ると、心の中で「頑張ってる」と応援しています。
- ・今後、国内に居住する外国人は増えていくと思われます。ついては、まず外国人に対して日本の日常生活における習慣や決まりごとを教え、身につける為の教育が重要だと思います。今でも地方自治体独自の取組は行われていると思いますが、それが彼らに身につけていないところが多いと思われます。したがって、地域だけで行うのではなく、会社など職場でも行うように働きかけていく必要があると思います。そして、どこで何を行っているかという広報活動も重要だと思います。
- ・誰でも出来るスポーツやレクリエーション等を通じて気軽に会える機会があればと思う。
- ・早朝、午後10時頃等、静寂の中、4,5人のグループの大声で迷惑している。すれ違う時など、感じの良い挨拶が出来るのは好感を持てる。
- ・これからも外国人は増えると思いますが、日本に来た以上、その国の生活ルールは最低限守るべき。また受け入れる会社もよく見てもらいたいです。遠い国から来て、大変だと思いますが最低限のルールを守って頑張ってください。
- ・外国人の方も我々日本人もまずはあいさつから始まり、会話から信頼が生まれ、継続の機会が続くことが必要か？とも思います。

【外国人住民の意識調査結果（一部抜粋）】

問 日本語がわからなくて、困ったことがありますか。どんなときですか。複数回答可

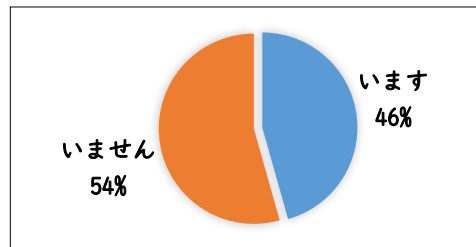
「困ったことはない」と回答した人は9%に過ぎず、多くの外国人住民が日常生活の場面で、日本語がわからずに困ったことや不便なことがあることが伺えます。今後の取り組みに反映していく必要があります。



問 会社、学校の人、家族以外に日本人の友達がありますか。

半数以上の人々が、会社、学校、家族以外に日本人の友達は「いない」と回答しました。

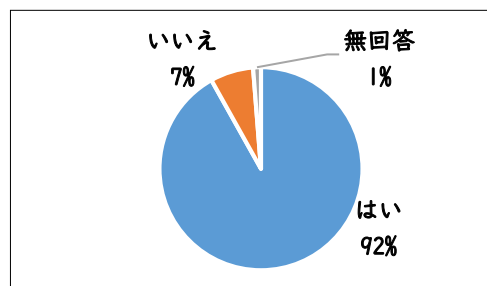
	回答数	割合
います	73人	46%
いません	87人	54%



問 たくさんの日本人と話したいですか。友達になりたいですか。

92%の人が「多くの日本人と話したい。友達になりたい。」と回答しました。今後の取り組みに反映していく必要があります。

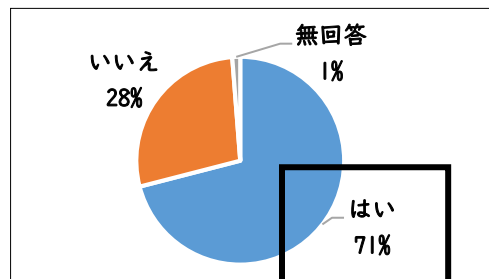
	回答数	割合
はい	147人	92%
いいえ	11人	7%
無回答	2人	1%



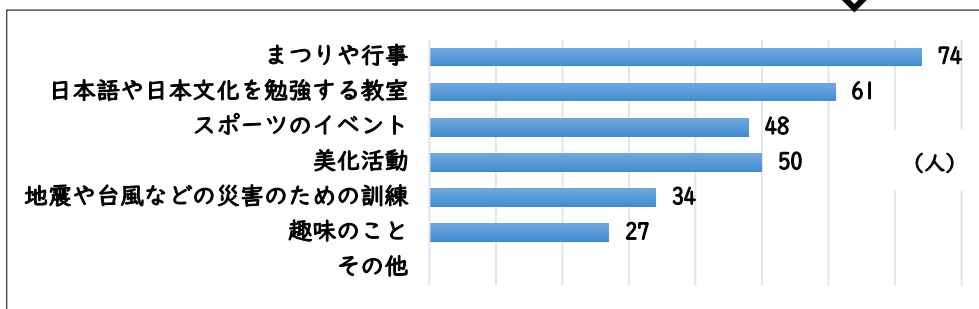
問 あなたの住んでいる地域で、近所の人たちが集まる活動に参加したいですか。

71%の人が「参加したい」と回答しました。また、様々な活動に多くの人が参加したいと回答しました。地域の活動への関心の高さが伺えます。今後の取り組みに反映していく必要があります。

	回答数	割合
はい	115人	71%
いいえ	45人	28%
無回答	2人	1%

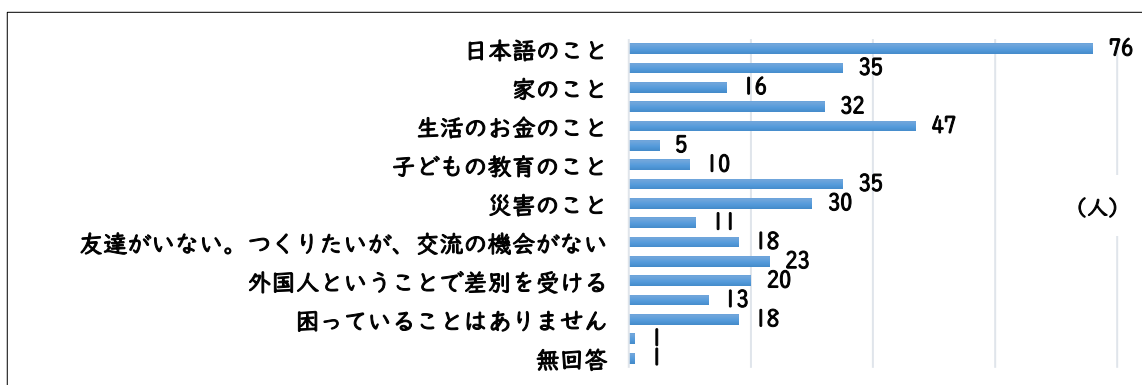


問 どんな活動に参加したいですか。



問 あなたやあなたの家族が生活で困っている事、心配な事を教えてください。複数回答可

「日本語のこと」をはじめ、日常生活の中で様々なことに困っている、または心配事があることが伺えます。今後の取り組みに反映していく必要があります。

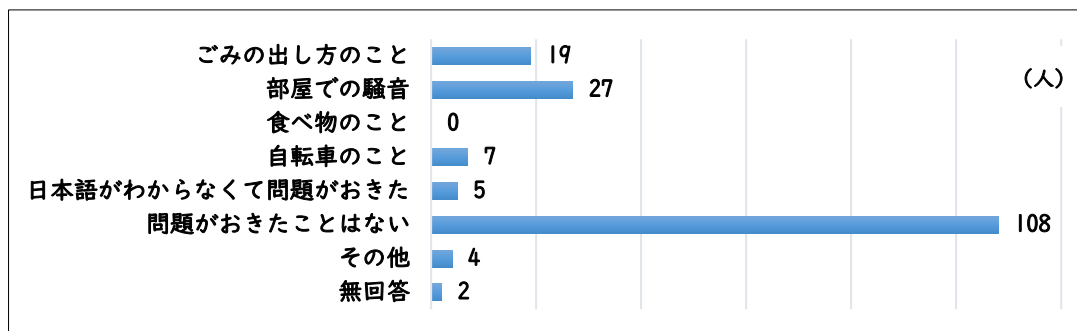


【具体的な困りごと（一部抜粋・原文のまま）】

○会社の人以外は日本語で話す相手がいまません。○家族、思い出す。○外国人だから、差別される。文化の違い日本語が通じない。誤解されること。○今一番困っている事は育児ですね。もうすぐ2人目の子供が出産します。それからの育児は旦那とふたりでうまくできるかどうか心配です。○最近ではコロナウィルスのことを心配しています。○にほんごがわからないので、こんなんがたくさんある。○国民保険、税など。

問 あなたは近所の人と問題が起きたことがありますか。複数回答可

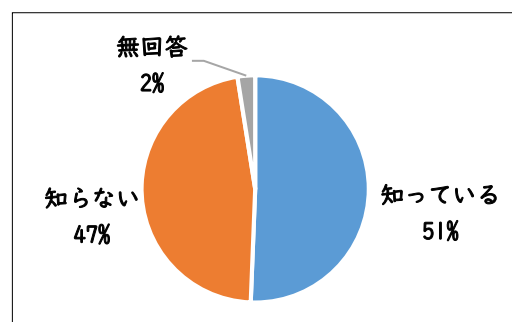
日常の地域生活の中で様々な問題がある一方で、「問題が起きたことはない」との回答も多く、その理由を調査して今後の取り組みに反映していく必要があります。



問 災害が起きた時、どこに避難するか知っていますか。

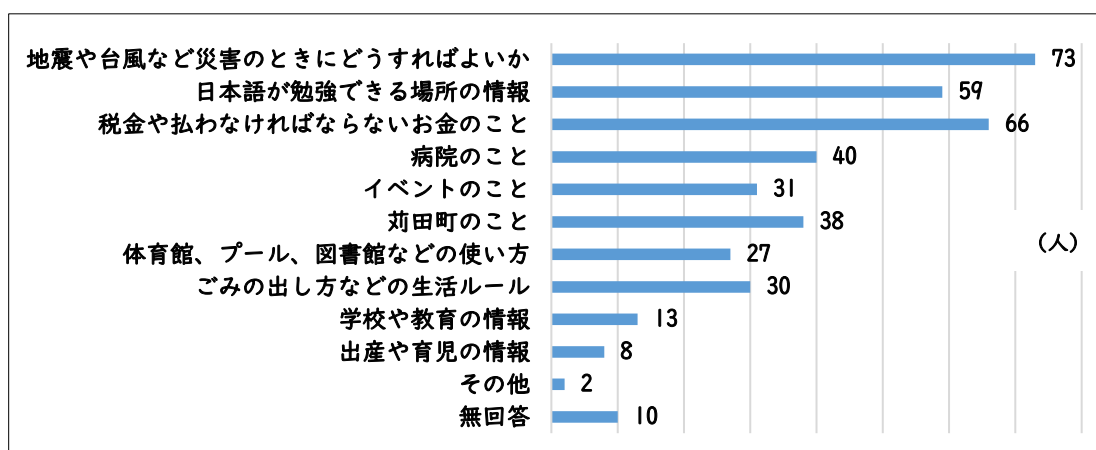
どこに避難するか「知らない」人が47%もいました。今後の取り組みに反映していく必要があります。

	回答数	割合
知っている	81人	51%
知らない	75人	47%
無回答	4人	2%



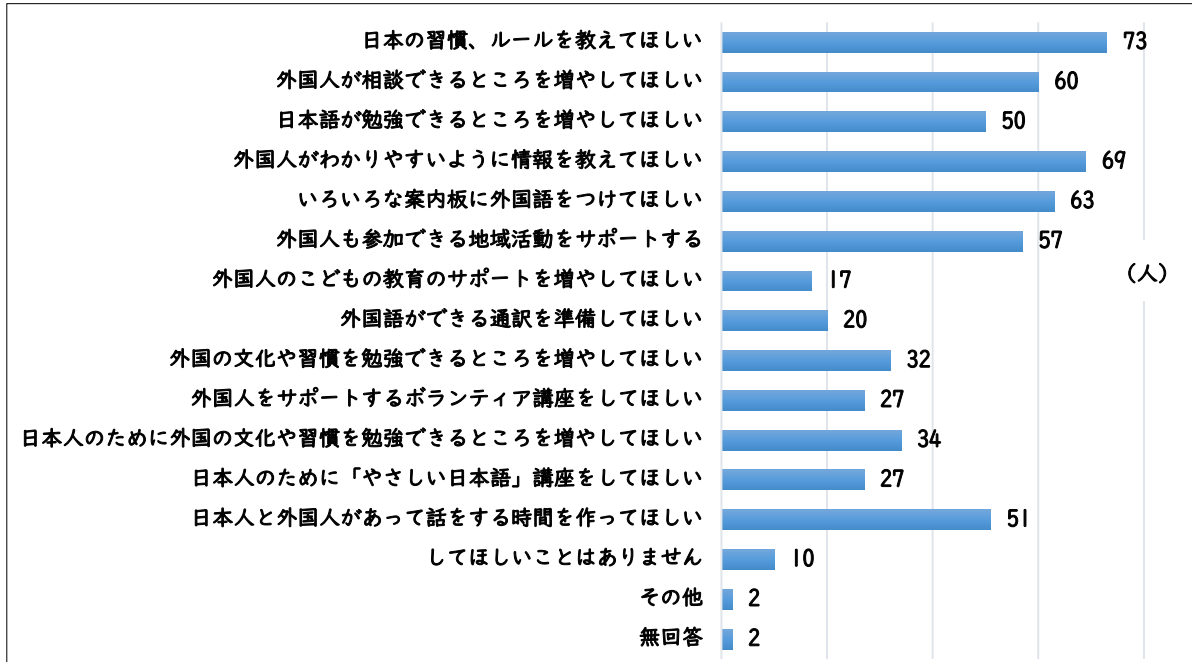
問 あなたが知りたい菟田町の情報は何ですか。複数回答可

災害時や税金等の情報が外国人住民に届きにくいことが伺えます。外国人住民にも届く情報提供の方法を至急検討していく必要があります。



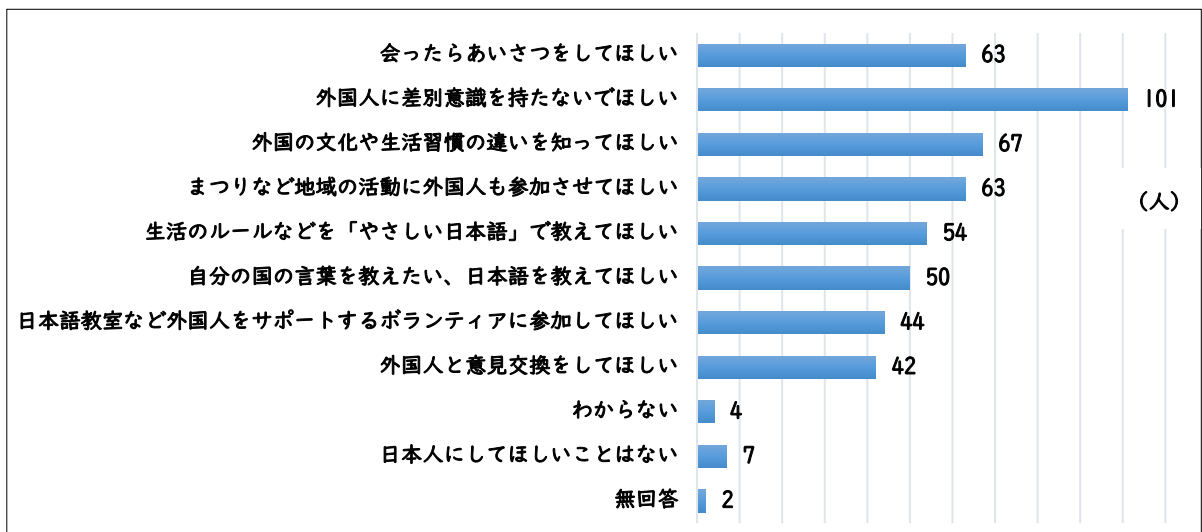
問 外国人と日本人が共に暮らすために、苅田町にしてほしいことは何ですか。複数回答可

日本人住民への意識調査で「外国人住民に望むこと」の第1位が「地域のルールや習慣を学び、守ってほしい」でしたが、外国人住民も「日本の習慣、ルールを教えてください」に多くの回答がなされました。今後の取り組みに反映していく必要があります。



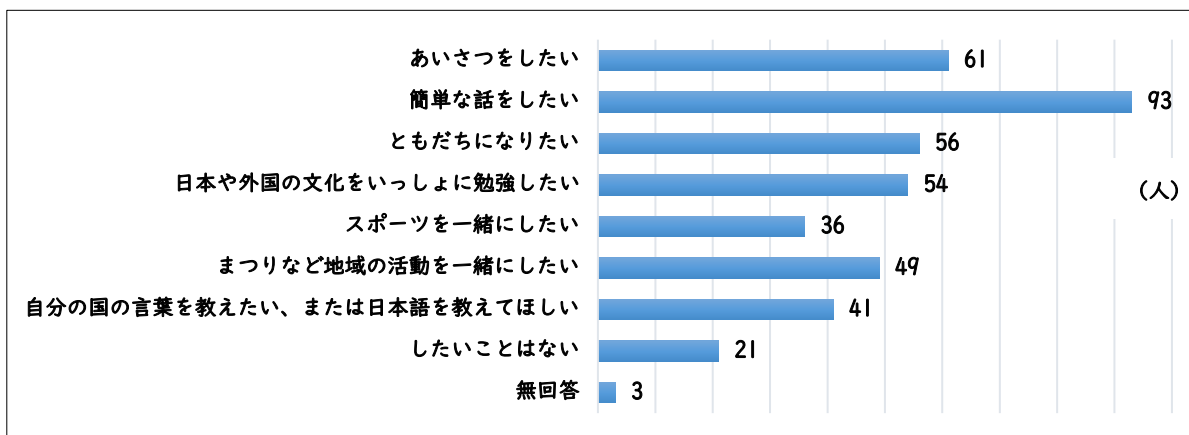
問 外国人と日本人が共に暮らすために、日本人にしてほしいことは何ですか。複数回答可

「外国人に差別意識を持たないでほしい」に多くの回答がなされました。異文化理解講座の開催など、今後の取り組みに反映していく必要があります。



問 外国人と日本人が共に暮らすために、日本人にしてほしいことは何ですか。複数回答可

「簡単な話をしたい」「あいさつをしたい」に多くの回答がなされました。地域の方とコミュニケーションを取りたい外国人住民の意識が伺えます。今後の取り組みに反映していく必要があります。



問 苧田町に住んで、うれしかったことや困ったことを教えてください。

※一部抜粋・原文のまま

- ・苧田町についてもっとしらべたいです。特に地方の文化、しゅうかんについて、しらべたいです。
- ・日本に来て良かったです。特に苧田町に住めるのはうれしいです。ただ、日本語があまり理解できない為、すこし困っています。
- ・うれしかったことは時々花火があること、苧田町は安全ところです。困ったことはありません。
- ・ともだちになりました。いまともだちがたくさんいます。
- ・苧田町は住みやすくて、あんぜんです。
- ・公園がある。うれしい。買い物は不便です。
- ・子供はパンツ一枚で家を出ました。日本人の夫婦が子供を発見して、親切に保護して、家まで送ってくれました。そのまま事故にでもあっていたらと思うと身体が震えていながら、ご夫婦の温かい心遣いに今でも感謝しています。
- ・みんなとてもフレンドリーでしんせつです。住みやすいまちです。なかよくしやすいです。
- ・日本語はまだ上手に伝えませんので、仕事や生活にかんして、まだ困っています。
- ・人々はしばしば私にみちを譲ります。
- ・苧田町はきれいだし、静かだし、それで好きです。困ることはないです。
- ・うれしかったことはゴミのだしかたがかんたんです。こまったことはとくにない。
- ・台風が少ないけど、物価が高いです。
- ・育児サポートが充実することがうれしいです。

2 苅田町多文化共生推進プラン作成の経過

日付		内容
令和3年	4月1日(木)	苅田町多文化共生推進プラン審議会条例施行
		苅田町多文化共生推進プラン審議会委員の選出
		町民意識調査の実施
		苅田町多文化共生推進プラン審議会委員(予定者) 事前打ち合わせ
	9月28日(火)	第1回 苅田町多文化共生推進プラン審議会 ・会長、副会長の選出 ・町長諮問 ・事務局説明 多文化共生について 本町の現状について 苅田町多文化共生推進プランの概要について
	11月9日(火)	第2回 苅田町多文化共生推進プラン審議会 ・苅田町多文化共生推進プラン(案)についての内容審議
	11月12日(金)	苅田町多文化共生推進プラン審議会から町長に対して パブリックコメント前における意見書の提出
	11月17日(水)～ 12月16日(木)	パブリックコメントによる意見募集
令和4年	12月21日(火)	第3回 苅田町多文化共生推進プラン審議会 ・苅田町多文化共生推進プラン(案)についての内容審議
	2月8日(火)	第4回 苅田町多文化共生推進プラン審議会 ・苅田町多文化共生推進プラン(案)についての内容審議
	3月2日(水)	苅田町多文化共生推進プラン審議会から町長に対して答申書提出

3 苅田町多文化共生推進プラン審議会委員名簿

(敬称略)

区分	氏名	職名等
第1号委員 学識経験者	◎ 周 国云	西日本工業大学 国際教育担当 次長
第2号委員 各種団体代表	堀 新子	福岡国際交流センター 多文化共生・留学生部 総務広報・ひろば班 班長
	別府 浩典	苅田商工会議所 専務理事
	○ 梅田 俊明	苅田町区長連合会 会長
	寺門 由美	苅田町立片島小学校 校長
	林 まゆみ	苅田町社会福祉協議会 総務・地域福祉係 係長
第3号委員 公募選考	大石 英一	町民代表（一般公募）
	グエン ティ クイン アイン	町民代表（一般公募）
第4号委員 町長が必要と認める者	潘 蕾	株式会社中園 人材育成グループ担当

◎：会長 ○：副会長

●苅田町多文化共生推進プラン審議会条例第7条による出席者

一般財団法人 自治体国際化協会 地域国際化推進アドバイザー 矢野 花織

●事務局

苅田町 防災・地域振興課	課長	金森 孝治
	副課長	守 秀典
	地域振興担当 係長	津田 吉輝
	地域振興担当 主事	高村 咲穂
	多文化共生推進員	マクドナルド 晶子

4 荊田町多文化共生推進プラン審議会条例

令和3年3月26日

条例第2号

(設置)

第1条 荊田町における多文化共生のまちづくりを推進していくため策定する荊田町多文化共生推進プラン(以下「多文化共生推進プラン」という。)について必要な事項を審議することを目的に、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、荊田町多文化共生推進プラン審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所管事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、町長に対して答申する。

- (1) 多文化共生推進プランに関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生事業の推進に関し町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 多文化共生に関し、知識又は経験を有する町民で、公募により選考した者
- (4) 前号までに掲げる者のほか町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、その職を失う。

3 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を1名ずつ置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長がこれにあたる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 審議会の会議において会長が必要と認めたときには、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は委員以外の者に書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、防災・地域振興課において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

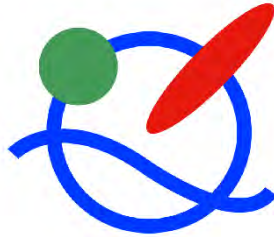
附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(最初の招集)

2 最初に招集される審議会の会議は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が招集する。



苅田町多文化共生推進プラン

発行年月日：令和4年3月

発行

苅田町 防災・地域振興課

〒800-0392 福岡県京都郡苅田町富久町一丁目19番地1

電話：093-434-1111（代表） FAX：093-436-3014

<https://www.town.kanda.lg.jp/>